

## 行田市運賃協議部会設置規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、行田市地域公共交通会議設置要綱（平成22年告示第177号）第7条の規定に基づき設置する運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定により、路線等に係る運賃等について協議及び調整をするため、行田市地域公共交通会議運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 部会は、路線等に係る運賃等に関する事項を協議する。

### (組織)

第4条 部会は、次に掲げる者を構成員（以下「委員」という。）とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 当該路線等に係る運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局埼玉支局長又はその指名する者
- (4) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者

### (部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、前条第1号に規定する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 部会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月13日から施行する。